

# 商品・サービスの契約編 ～ ネット広告の安価な代金に惑わされないで ～

## 水回りなどの緊急トラブルに備えて

- 広告の安価な代金をうのみにせず、複数の業者から見積もりを取る。
- 作業開始前に作業工程と費用を確認する。
- 追加の修理は、作業工程と費用をその都度確認する。
- 作業内容に納得できない場合は、作業を中断してもらう。

- 日頃から信用できる業者を見つけておく。
- 日頃から自分でも解消できる対策を準備しておく。

※トイレの詰まりは市販のラバーカップで解消することもあるので、業者を呼ぶ前に実践してみましょう。



- 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

※訪問を依頼した時点では、修理代金や契約の重要な点が知らされておらず、作業完了後に高額な修理代金を請求された場合など、クーリング・オフが適用される可能性もあります。

## クーリング・オフ制度とは

訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度のこと

### 【手順】(メール等の場合) ※右はメールの記載例

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(取引により期間は異なる)に通知する。
- ② 送信したメールは大切に保存する。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存すること。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送付。コピーは大切に保管する。



※ハガキの場合も、同内容を記載します。

安価な料金をうたった広告画面や契約に関わる重要な情報は、「スクリーンショット」で保存しておきましょう。

「スクリーンショット」とは、パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のことです。「スクリーンショット」の方法は、お使いの機種により異なりますので、詳細は取扱説明書や販売店で確認してください。

### 消費者ホットライン

局番なし ☎188

お近くの消費生活相談窓口につながります

### 東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

受付時間:月～土曜日 午前9時～午後5時  
日・祝日・年末年始休み